様式第3号(第9条関係)

　福井県指令　第　　　号

営業所

氏名

営業許可証

　　　年　　月　　日付けで申請のあつた　　　　　　営業については、食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可する。

　　　年　　月　　日

福井県知事　　　　　　　　　　印

　許可期限　　　　　　年　　月末日まで

　条件

備考

　1　この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

　3　1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。